

協同短期入所生活介護事業所運営規程

（事業の目的）

第1条 広島医療生活協同組合が開設する協同短期入所生活介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、介護職員及びその他の職員（以下「職員」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、適切な短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の職員は、利用者の居宅での日常生活を基本として利用者個々の意志や生活スタイル、人生観を尊重しつつ、その有する能力に応じた自立した生活が営めるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。介護予防短期入所生活介護事業においては利用者の生活機能維持又は向上を目指すこととする。利用者一人ひとりの立場に立ったサービス計画を立案し、利用者家族の同意を得た上、職員間で情報共有し、サービスの提供を行っていく。

事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- ① 名称 協同短期入所生活介護事業所
- ② 所在地 広島市安佐南区中須二丁目19番6号

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名（他の業務と兼務する場合あり）
管理者は、事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- ② 従業者
 - 医師 1名（非常勤）
医師は、利用者の健康管理を行う。
 - 生活相談員 1名以上
生活相談員は利用者の生活相談に当たる。
 - 看護職員 2名 常勤 1名 非常勤（機能訓練指導員と兼務）
看護職員は健康管理と看護の提供に当たる。
 - 介護職員 11名以上（常勤換算）
介護職員は介護の提供に当たる。
 - 機能訓練指導員 非常勤 1名（看護職員が兼務）
機能訓練士は、機能訓練の提供に当たる。
 - 栄養士 非常勤 1名（調理職員と兼務する。）
栄養士は、必要な栄養管理を行う。

調理員 非常勤 1 名以上

調理員は、食事等の提供に当たる。

運転手 非常勤 1 名以上

入退所時に利用者の居宅から事業所までの車両による送迎を行う。

従業者は、指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供を行う。

(利用定員)

第 5 条 事業所の利用定員は、37 名とする。(個室 10 室、多床室 3 名 9 室) ただし、災害時等においては定員を超えて利用者を受け入れる場合がある。

(事業内容)

第 6 条 事業内容は次のとおりとする

- ① 入浴、排泄、食事等介護サービス及び日常生活上の世話
- ② 日常生活動作の機能訓練
- ③ 生活指導（相談援助等）
- ④ 健康状態の確認
- ⑤ 送迎
- ⑥ 食事の提供

(利用料とその他の費用)

第 7 条 指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護が法定代理受領サービスである時は、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

2 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払いを受けるものとする。滞在費については、介護保険負担限度額の認定を受けている利用者の場合、その認定証に記載された金額を 1 日あたりの料金とする。食費については、介護保険負担限度額の認定を受けている利用者の場合は、その認定証に記載された金額とする。

(1) 滞在費

多床室 1 日 900 円 個室 1 日 1210 円

追加費用 居室テレビ設置 1 日 200 円

(2) 食費

1 日 3 食 1560 円

朝食：300 円 昼食：660 円（おやつ代を含む）夕食：600 円

(3) 洗濯代

洗濯代（洗濯・乾燥）1 日 200 円

(4) その他

利用者に負担していただくことが適当と認めたものについてはその実費を請求することとする。

3 事業所は、前項各号に掲げる費用の額に係わるサービスの提供に当たっては、予め利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支払いに同意する旨の文章に署名を受けることとする。

4 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

(緊急時等における対応方法)

第8条 サービス利用中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに家族及び主治医又は協力医療機関である広島共立病院に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告する。
主治医と連絡が取れない場合は医療連携の連絡相談するものとする。

(通常の送迎の実施地域)

第9条 通常の送迎の実施地域は広島市安佐南区安佐北区で片道30分以内の区域とする

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者は、サービスの提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない

- (1) 利用者は事業所の設備及び備品を利用するに当たっては、職員の指示や定められた取扱要領に従い、当該設備等を破損することのないよう、又安全性の確保に留意するものとする。
- (2) 利用者は、喧嘩、口論又は暴行等、他人の迷惑となる行為をしてはならない。
- (3) 利用者は事業所の安全衛生を害する行為をしてはならない
- (4) 利用者は火気を用いる行為はしてはならない。

(非常災害対策)

第11条 事業所は、防火管理について責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

(虐待防止のための措置)

第12条 事業所は、利用者への虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を行う。
- (2) 虐待防止の指針を整備し、必要に応じて見直しを行う。
- (3) 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 上記措置を適切に実施するための担当者を置く。

2. 事業所は、サービス提供中に、当該事業者従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には、速やかに、これを市に通報するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第13条 事業所は、従業員の質的向上を図るための研修機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後6ヶ月以内
- (2) 継続研修 年1回以上

2 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。

4 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は広島医療生活協同組合と事業所の管理者との

協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成 27 年 6 月 16 日から施行する。

この規定は、一部改定し令和 7 年 4 月 1 日より施行する。